

地主的林業経営の形成と展開

—兵庫県多可郡加美町における一事例—

井 口 隆 史

Takasi IGUCHI

Development and Formation
of Landowner's Forestry.

I ま え が き

本論文の課題は、資本主義発展に対応する林業経営の一歴史的形態としての地主的林業経営の形成と展開の過程を明らかにすることである。

地主的林業経営の主体である山林地主の系譜をたどれば、その主流の一つに耕地地主に系譜を持つものがある。

このような山林地主の多くは、藩制期の村役人層であり、前期の高利貸の活動によって耕地や山林を集積している。そして、地主手作耕地経営が不利になってくる明治中～後期までは、林業経営にはほとんど目を向けていなかった。手作りを止め寄生地主化することによって初めて、林業経営の有利性に注目したのである。彼らの多くは農地改革まで耕地地主を兼ね、その経済は、農地および林地の土地所有に基づく収益という二本の柱によって支えられていた。彼らは農地改革以前、所有耕地をほとんどすべて小作に出しており、その林業経営は主として耕地における地主・小作関係を媒介とする有利な労働力調達機構と、その小作料を原資とする育林投資によって行なわれていたのである。ところが、農地改革によってそのような直接的労働力調達機構は消滅し、さらに彼らの経済を支える一方の柱であった耕地からの小作料収益も得られなくなってしまった。その結果、農地改革以後は、賃労働を雇用せざるをえなくなり、また林業のみで経済を支えなければならなくなったのである。この時初めて、彼らの林業経営は、何らかの媒介機構によって成立するのではなく、それ自体の経営採算を迫られるようになった。こうして、経営を取り巻く経済諸条件の変化による影響を、林業経営が直接受けるようになったのである。

本論文では、このような耕地地主に系譜を持つ地主による、地主的林業経営について、その形成・展開・解体

・転換のメカニズムを、兵庫県多可郡加美町における山林地主—山口家の場合を例にとって明らかにしようとした。

II 地 域 の 概 要

加美町は、昭和30年旧杉原谷村と旧松井庄村が合併してできた加美村が、35年に町となったものである。杉原谷地区は、北から山寄上、鳥羽、清水（山口家の所有地の大部分と住居がある）、轟、西山等15の部落から成り、松井庄地区は15の部落より成っている。

(1) 地理及び自然

加美町は、東西北三方を山で囲まれ南部のみが開けている。三国岳に源を發する杉原川は、町内を北から南へ縦断し、西脇市に至って加古川と合している。周囲の山々には1,000mを越すものもあり、一般に急峻である。気象は内陸的で、年降水量は1,700mmを越える。林地は一般に肥沃であり、林木の生育に適している。多可郡誌には、「本郡の地勢の關係上林業の勃興を誘致するに適す殊に杉原谷村の如く北部に位する村は肥沃の林野を有し夙に其経営良しきを得て今や天然の財源を林野に求めつつある事大なり…」と書かれている。

(2) 交通及び運輸

多可郡誌によると、旧松井庄村、旧杉原谷村は、維新前道路が狭く、米・麦・塩等の荷物は牛馬を用いて運搬していた。林木も一部は板に挽き牛に負わせて運び、一部は春の出水時を待って筏を流していた。維新後は、少しずつ道路が改修され、明治32年には、瀬戸内から日本海に達する県道が地域の中央に開通した。そして、以後牛馬車によってすべての荷物を運搬するようになった。大正期に入り、鉄道が西脇、さらには鍛冶屋まで開通すると、駅までは牛馬車で、その先は鉄道という形が一般

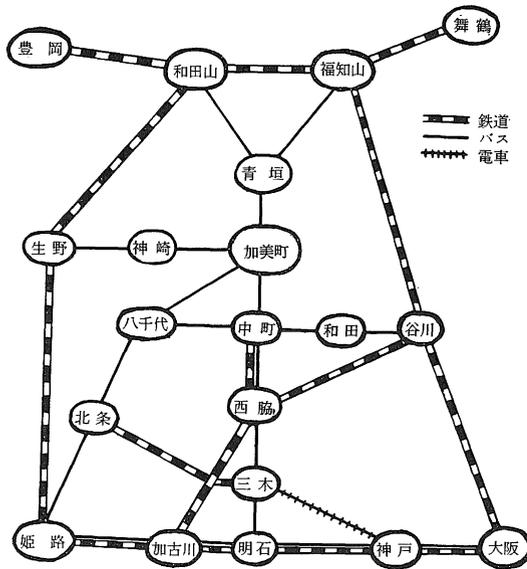


図1 加美町附近交通図

的になった。やがて昭和期に入ると、トラックによる輸送も行なわれるのであるが、戦前はまだ鉄道が中心であった。そして、戦後になるとほとんどがトラックで輸送されるようになった。

現在の交通事情については、図1参照。

(3) 土地及び人口

地域の地目別面積および面積比率をみると、表1のようである。山林が82%と高い比率を示している。しかし、耕地が8%あり、絶対量も670haと純山村に比し、いくぶん平地農村的の性格を持っている。特に、水田が600haを越えることは注目される。

次に戸数及び産業別就業者数の推移をみたのが表2である。農業が、就業者数で55%、戸数で76%と圧倒的に大きな比率を占めている。しかし、就業者の絶対数では

表1 土地利用状況 (1966)

区分	耕地				草地	山村	宅地	他	合計
	田	畑	樹園	計					
面積 (ha)	606	53	10	669	215	6,894	84	542	8,404
比率 (%)	7.2	0.6	0.1	8.0	2.6	82.0	1.0	6.4	100.0

表2 総戸数および産業別従業者数の推移

年次	区分				
	総戸数	総従業者数	林業就業者数	農業就業者数	その他の就業者数
昭和30年	1,680戸	5,496人	338人	4,267人	891人
35年	1,672	5,519	229	3,905	1,325
39年	1,698	5,429	140	3,091	2,198
40年	1,720	5,413	136	2,962	2,315
41年	1,725	5,476	129	2,893	2,454

表3 産業別生産額 (杉原谷村)

単位:万円

年次	産業別				
	農業	(内、米)	木材	木材以外の林産物	氷コンニャク
昭和5年	13.5	9.6	2.9	2.2	4.5
8年	16.4	13.3	31.2	1.9	3.6

表4 産業別生産額の推移 (加美町)

単位:100万円

年次	産業別			
	林業	農業	その他	合計
昭和30年	100	220	505	825
35年	170	310	620	1,100
40年	230	365	855	1,450
41年	250	435	1,160	1,845

林業、農業とも近年急減している。これは、個人有、部落有を問わず、林業における労力不足

化傾向を示すものでもある。

(4) 産 業

戦前は、林業と農業、養蚕が中心であり、他産業はほとんど重要な位置を占めたことがなかった。杉原谷村の統計値によって、戦前の主要産業生産額を示すと、表3のようである。氷コンニャクが生産額が多いが、これはちょうど最盛期の昭和初期にあたったからである。

最近の産業別生産額の推移をみると、表4のようである。林業生産額はふえているが、それは価格の上昇によるものであり、生産量は、後にみるように停滞あるいは減少傾向にある。

(5) 林 業

加美町には、国有林がなく民有林のみである。そして民有林の中でも公有林はわずかで、ほとんどが部落有林を含む私有林である。いま、昭和41年現在の保有形態別令級別面積を示したものが表5である。この表からわかるように、若令林が多く、20年生以下が約3分の2を占めている。人工林率は、全体で約60% (公有林80.6%、私有林56.9%) である。しかし、私有林のうち部落有林野を差し引くと、人工林率は82.5%と非常に高くなる。

表5 民有林の令級構成 単位:ha

保有形態	令級															合計
	I・II	III	IV	V・VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII	XIV	XV	~		
公有林	人工林	7	9	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23	
	天然林	—	17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17	
	小計	7	26	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	40	
私有林	人工林	1,505	937	832	430	179	17	10	21	3,931	—	—	—	—	—	
	天然林	710	1,189	477	142	75	18	—	—	2,611	—	—	—	—	—	
	小計	2,215	2,126	1,309	572	254	35	10	21	6,542	—	—	—	—	—	
合計	人工林	1,512	946	839	430	179	17	10	21	3,954	—	—	—	—	—	
	天然林	710	1,206	477	142	75	18	—	—	2,628	—	—	—	—	—	
	計	2,222	2,152	1,316	572	254	35	10	21	6,582	—	—	—	—	—	

注 1) 主要樹種別面積比 杉19.4%、檜40.3%、松13.2%、雑26.6%
 2) 県有林153ha、伐採跡地156ha、採草放牧地215ha、竹林3ha、その他2ha、計529haを除く。

表6 林地および農地の保有階層別林家戸数

林地保有規模(ha)	林地保有規模(ha)						計
	0.1~	1~5	5~20	20~50	50~100	100~	
非農家	—	—	—	—	—	—	—
0.1~0.3	48	5	2	—	—	—	55
0.3~0.5	50	12	10	2	1	1	76
0.5~0.7	71	29	10	2	—	—	112
0.7~1.0	69	50	13	7	2	—	141
1.0~1.5	30	38	15	6	2	—	91
1.5~2.0	—	3	2	—	—	—	5
2.0以上	—	—	—	—	—	—	—
計	268	137	52	17	5	1	480
地域外戸数	17	31	15	12	—	—	75
林地面積(ha)	244	472	1,012	782	484	155	3,149

注：部落有，会社・社寺有林は除く。(1960)

表7 林産物生産状況及び造林面積の推移

年次	種類				しいたけ		造林		
	素材	薪	木炭	樹苗	生	乾	再	拡	計
昭和30年	8,563 ^{m³}	4,094 ^{m³}	106 ^t	350 ^{千本}	—	—	92.5 ^{ha}	25.0 ^{ha}	117.5 ^{ha}
35年	8,296	2,139	61	375	—	—	89.2	42.6	131.8
39年	6,953	986	28	330	350	—	74.6	73.2	147.8
40年	6,325	855	19	345	370	—	84.3	62.6	146.9
41年	7,055	766	14	320	425	—	63.5	77.2	140.7

つぎに私有林について、林野の所有状態を所有規模、耕地所有階層との関係を見ると表6のようである。この表から、大規模所有林家が少なく、5ha以下所有が約75%を占めるということがわかる。しかし、所有林地面積でみると、5ha以下所有者層は約4分の1しか所有していない。また地域内山林所有者は、すべていくらかの農地を所有している。

林産物の生産は、旧杉原谷村、特にその北部（山寄上、鳥羽、清水）が昔から林業生産、特に用材生産の盛んな地区であった。現在も、加美林業地と呼ばれ、兵庫県では有名な林業地である。木炭生産もかつてはかなり盛んに行なわれたが、近年はふるわない。

最近の林産物生産の推移をみると、表7のようである。また、造林状況についてみると、再造林は素材生産量の減少に対応して減少傾向がみられるが、拡大造林は増加してきている。

III 地主的林業経営の形成と展開

(1) 前史（明治以前）

山口家は、同家に残る文書によると、現当主より遡って7代前の頃には石高20石足らずの「百姓」であった。6代前は、3男で油売りをして生活しており、その内、

3石3斗余しか相続していないが本家を継いでいる。ところがすでに、続く5代前と4代前とは庄屋をしており、短期間に上昇したことがわかる。これは、上述の油売りをしていたことや、藩制期の山口家の資料、明治初期に質屋を営業していた記録があること等から、前期的、高利貸的資本活動によったものと思われる。

山口家が、藩制期にどの程度の山林を所有していたのか明確でないが、6代前当時の清水村『小物成明細帳』によると、「藪」、「野藪」5カ所、「百姓山」2カ所、「炭カマ役林」23カ所について小物成を納めている。これらの山林に植林を始めたのは、5代前当時である。

藩制期末の山口家の年々の造林本数をみると、天保13年以降は、ほぼ毎年数千本の植林が行なわれている。

撫育については、山口家の『諸木植込諸木売却・大宝恵』に下刈労働に対して銀あるいは米を支払った記載のあることから、少なくとも下刈等の多量の労力を必要とする作業に対しては、雇用労働を入れていたようである。そして、これらの労働力と耕地手作経営における住込み年雇労働者の農閑期労働力利用で、造林・撫育が行なわれていたと思われる。

また前出『大宝恵』によって伐採についてみると、少なくとも安政3年以後は行なわれている。ただし、これは天然生の杉椈がほとんどである。販売方法は、立木売がほとんどで、清水村を中心に近隣村の素材業者に売っている。一般に小口売で、年間販売額も小さい。これは、木材需要が限られていたこと、既述のようにこの時期の輸送条件が悪かったこと、素材業者が資本に乏しかったこと等のためであろうと思われる。

耕地は、文久元年に田畑合せて5町5反所有していた¹⁾。明治初期の状態から類推して、耕地の経営は、その大部分が、住込み年雇労働者による地主手作地であり²⁾、一部が貸付地であったと推定される。なお、明治元年の山口家『年貢皆済請取通』によると、山口家の石高は22石余であり、所有耕地面積に比して著しく小さく、有利であったと想像される。

以上のように耕地は十分にあり、前期的、高利貸的資本としての活動から得た収益もあったので、藩制期末には山口家の財力は大きかった。そして、当時の証文等からわかるように、山林や耕地購入にそれらが向けられたのである。

この時期の山口家の林業経営は、経営として成立しておらず、資産形成であったといえる。すなわち、小作料や前期的資本活動による収益を蓄積する場として、山林が利用されたにすぎないのである。しかし、こうした藩制期における林木蓄積が、明治末期以降の地主的林業経営成立の基盤として大きな力となったのである。

以上のような林業経営の性格は、本質的に変化することなく、明治期に入っても続いてゆくのである。

- 1) 文久元年、播磨国多可郡清水村『高反別帳』より。
- 2) 地主手作経営の特徴として佐々木潤之介氏(『日本地主制史研究』古島編 第3章 p.111)は、i) 経営面積の大きいこと、ii) 有利な生産条件に立脚していること、iii) 年雇労働に依存していること等をあげている。

(2) 形成期(明治初期～明治末期)

山口家は、山林地主であると同時に耕地地主でもあった。地方林産物市場が未発達であり、耕地経営が順調であったこの時期においては、山口家の経済は、山林からの収益よりもむしろ耕地からの収益に基礎を置いていた。そこで、林業経営をみる前に、まず山口家の耕地経営をみてみよう。

この時期の山口家の耕地経営は、手作経営と耕地の小作貸付とであり、所有耕地の内、住込年雇労働力で可能な限りを手作りし、余った分は小作に出していた。この手作経営面積は、田畑合せて常に3町余であった。これは同一家族として住込む年雇労働力に規制されたものであり、明治末までほとんど変らなかつた¹⁾。いま、田地のみについてみると、表8のようである。明治25年の弟分家直後²⁾である明治26年には、21年に比べ約1反6セとわずかではあるが手作地が減少している。しかし、この減少は、合計が2町5反余も減少している割には小さいし、一方貸付田地は大幅に減少している。このことから、この時期には家族プラス住込年雇労働等で耕作する限度、すなわち当時においては3町余は手作りが有利であり、それ以上の所有耕地については、貸付地とする方が有利であったことがわかる。約3町までは地主手作経営が有利であり(少なくとも小作に出す場合と収益が同等であった)、それが明治末まではわずかではあるが拡大しながら行ないえたのは、非常に安価な労働力を得ることが可能であったことと、つぎに述べるような手作地主の部落共同体における有利な地位であったと思われる。すなわち、手作地主は、一方では「大地積農業により一般農民に先んじて商品生産をとらえ、生産力の進歩

表8 清水部落内自作・貸付地別面積(山口家)

年次	区分		
	自作田地	貸付田地	合計
明治21年	セブ 277.11	セブ 409.24	セブ 687.05
26年注	261.16	169.21	431.07
41年	300.17	305.24	606.13
大正4年	231.24	506.05	737.29

資料：部落資料

注：清嶋村(清水、鳥羽、山寄上の3部落より成る)内についての値であるが、清水部落内のみの値と考えるとそれほど大きな差はない。

をにな)ってはいたが、他方では「一般農民にたいする耕地所有の優越によって部落共同体の基礎たる水利や入会林野の運営につよい発言権をもち、なかならず、下層民が耕地貸与や雇傭にさいしてその人格的な庇護——拘束をうける状態にあったから、いきおい部落共同体のヒエラルキッシュな支配者の性格³⁾」を持っていたのである。そして、その経営の基幹労働力たる年雇は、過渡的性格のものであったと思われる。なぜなら、下層民が生産手段から分離し、一定期間を限って給金めあてに雇用契約を結んだという点では近代的な賃労働者のようにみえるが、人格的な庇護および拘束と忠誠義務とを内包していた点では身分的隷属関係を伴っていたのである。

清水部落の状況を具体的にみてみよう。戸数90前後⁴⁾に対して、田畑は合せて40町程度⁵⁾であった。しかも表9、10にみるように、数人の地主が多量の耕地を所有し、その多くを手作地としていたので、一般の農民は小面積しか耕作できないものが多かった。小面積の耕作でも、自給経済であれば生活程度を切り下げてでも何とか生活

表9 部落内大所有の手作田地面積(部落内のみ)

年次	所有者名		
	山口家	S・Y家	H・Y家
明治26年 ¹⁾	セブ 261.16(100.00) セブ 25	セブ 184.07(29.25)	セブ 107.09(33.13) セブ
41年	300.17	200.00	170.00
大正4年	231.24	143.00	75.00

資料：部落資料

注：1) 清嶋村全体の値である。

2) ()内は手作畑地面積である。

表10 清水部落内耕地所有の推移

階層(反)	明治10年		明治20年		明治41年
	人	セブ	人	セブ	
20以上	5	1793.25	4	1990.25	5
10～20	2	224.09 ₁₅	4	546.19	
9～10	1		1		10
8～9	3		2		
7～8	4		4		
6～7	5		1		16
5～6	4		3 ²⁾		
4～5	5		5		43
3～4	7		4		
2～3	9		11		43
1～2	12		7 ²⁾		
0～1	11		23		32
0	(5) ²⁾		(22)		

資料：明治10年については『地租賦課簿』、明治20年については『土地所有者名寄帳』、明治41年については部落統計資料による。

注：1) ()内は、各階層における部落内の全所有耕地面積を示す。

2) ()内は、部落内無所有者数(推定)

してゆけたかも知れない。しかし、金納地租に強制され、維新以来彼らの自給経済は崩れつつあり、一方、貨幣経済の浸透に伴い家計費が増大していた。それで、部分的であっても商品生産を行なうか、その他の貨幣獲得の手段を講じなければならなかった。その1つが小営業であり、他方が賃かせぎであった。このうち小営業は、何らかの資本がなければならず、不可能な場合が多く、彼らをとる道は賃かせぎしかないと思像される。しかし、事実はそうではない。小営業が非常に多いのである。たとえば、明治12年『村議会営業税原按』という書き付けによると、清水部落の者が20人余りも小営業を営んでおり、小作地面積が最小値を示す明治25年にはさらに増加し、商業20名、工業11名が小営業を営んでいる。これは、賃かせぎをしなくても働き口がなく、仕方なしに小営業を始めたものであろう。したがって収益は小さく、明治26年報告の部落資料をみると、27人が営業しており、純益は平均26円余である。しかも10円以下が10人もおり、当時の米価が、石10円弱であったことを考えると、文字通りの小営業であったといえる。この時期は、専業労働者も勿論多く、明治25年には、杣、木挽職の数が31名にのぼっている。兼業農家では、労働力吸収の場がほとんどなかったため、労働力はいつも過剰であった。その上、前掲表10からわかるように、明治10年と20年の耕地所有状態をみると、多くの中下層の所有者がこの間に耕地を失っているのである。この傾向は、明治41年にはさらに顕著になっている。このように所有耕地が減少しているにもかかわらず、図2にみるように部落内の小作地面積は明治25年まで減少していった。これは、上層によって新しく取得された耕地が小作に出されず、自作地の拡大に向けられたからであろう。耕地を一部、あるいは全部手離した下層農民は、耕作地面積が非常に小さく、小営業も上述のようにわずかの利益しかあがらないので、何らかの労賃所得を得る必要があったが、地主の手作耕地経営、林業以外に雇用される機会はほとんどなかったのである。上述のように、部落内小営業は明治中期まで数多くあったが、素材業等少数の

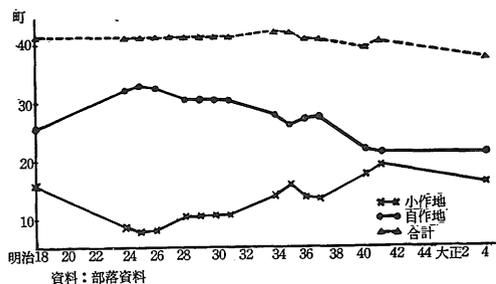


図2 清水部落内自作・小作地面積の推移

もの以外は自家労力の一部で十分であり、雇用労働を使用するものはわずかであったと思われる。したがって、住込み年雇労働者として雇われる者は、最低限の生活は保証されるのでむしろ幸運であり、口べらしのためには喜んで安い賃金でも働いたと思われる。山口家は、このような労働力を手作地経営に使用したのである。

上述のような理由から労働力が安価であったうえ、当時は自給肥料中心であり、耕牛は1～2頭使用していたが農具は簡単なものであったので、労賃以外ほとんど手作経営に経費はかからなかったであろう。このようなことから、地主手作経営は有利だったのである。

山口家の所有田地面積は、図3のように変化している。明治20年には、このうち部落内の約3町を手作りしていたので、部落内4町、部落外4町計8町程度が貸付田地であった。明治20年以降も明治末まで手作面積は約3町で大きな変化はないので、所有田地面積が増減した分は、ほぼ貸付地の増減となるのである。

ところで、地主手作経営による収穫物は⁶⁾、大部分住込労働者をも含めた自家消費に向けられ、ほとんど市場には出されなかった。商品化されるのはもっぱら現物小作料⁷⁾である米であり、これらの販売収益⁸⁾が主に山林に投入されたのである。

次に林業経営をみてみよう。

山口家の所有する山林面積がどのくらいであったかについては、明治12年以前は全くわからない。しかし、土地売買証文等によると、藩制期末から明治中期にかけてしばしば山林を手に入れている。明治12年6月の清水部落『山林原野取調帳』を集計すると、山口家は清水部落内で、山林、藪地、草地合せて35町5反余所有している。また全所有山林面積については、明治14年の『東京山林共進會書之写』によると、83町6反余となっている。参考のために、現在ある『地券』によって、明治14年～20年の山林原野購入状況を示すと、表11のようである。

表11 清水部落内山口家土地購入概況

区分 年次	田 地		山林・原野		山林・原野 購入 件数	1件当り 面積
	セブ	セブ	セブ	セブ		
明治14年	24.18	0.00	13.08		2	6.19
15年	17.26	2.07	51.05		2	25.18
16年	40.24	13.00	232.02		9	25.24
17年	38.18	10.01	101.02		3	33.21
18年	69.04	8.25	49.08		4	12.10
19年	39.14	2.13	23.21		1	23.21
20年	3.05	2.26	437.23		3	145.28
合 計	233.19	55.02	908.09		24	37.25

資料：山口家に保存されていた『地券』

注：年次不明のものは省略した。

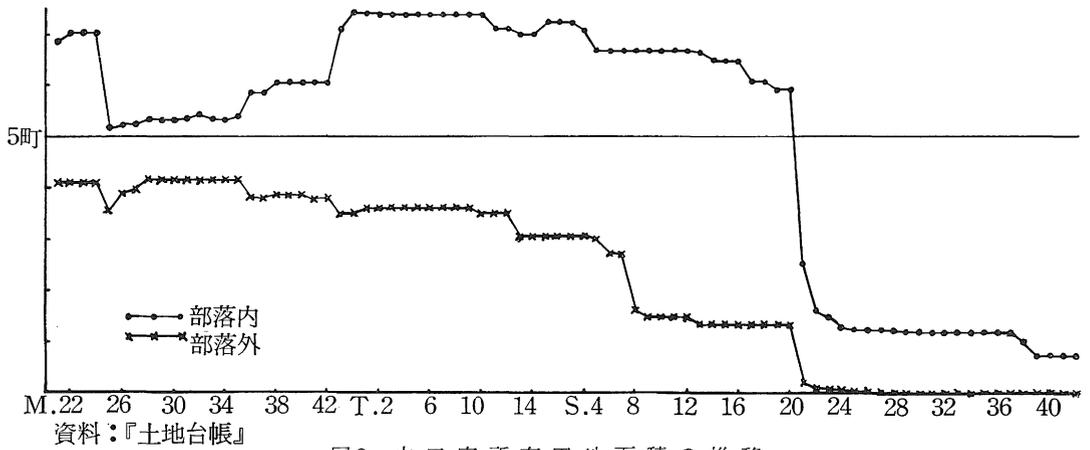


図3 山口家所有田地面積の推移

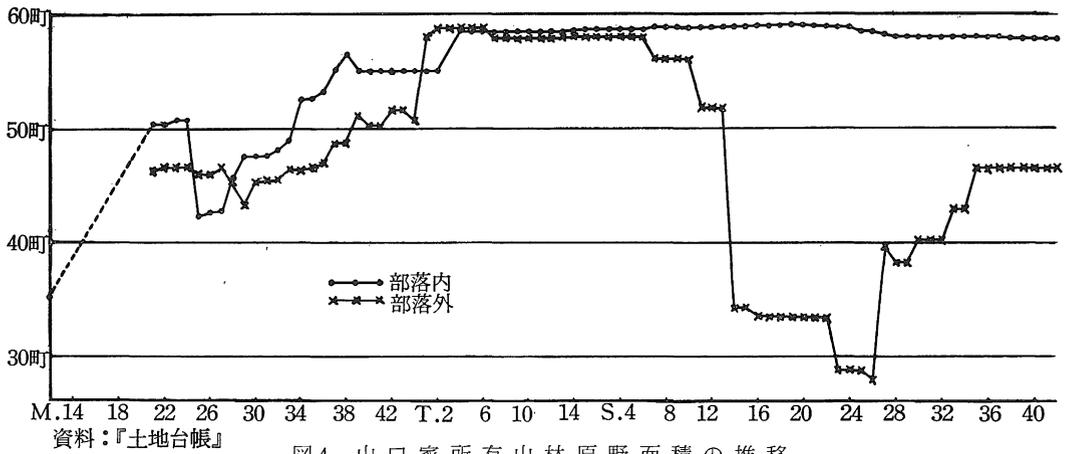


図4 山口家所有山林原野面積の推移

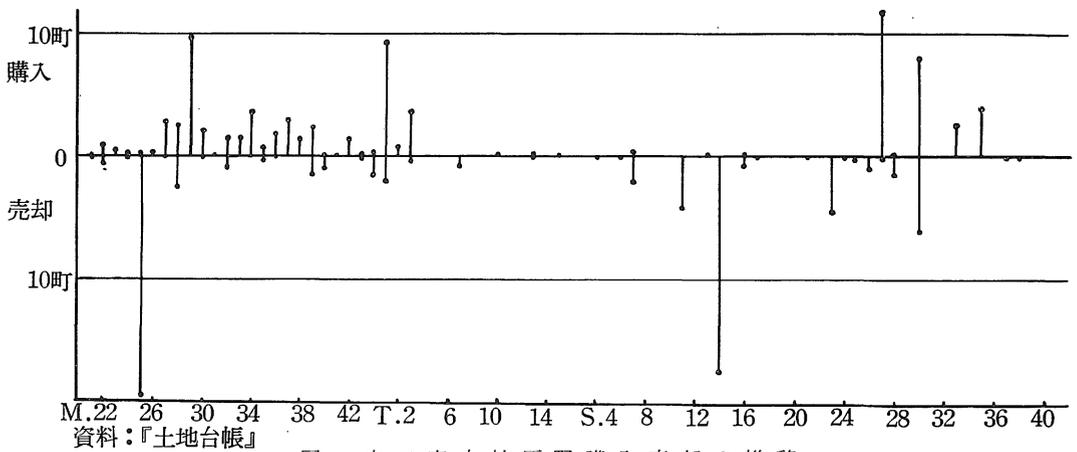


図5 山口家山林原野購入売却の推移

る。これは実際の購入面積の一部にすぎないが、傾向はわかるであろう。年々所有山林面積は増加していったのであるが、このように急速な林地集積を可能にしたもの

は、前述したようなこの時期、特に14年以降のデフレの過程での下層農民の困窮であった。

今、明治12年と20年の部落内山林原野所有の状態をみ

表12 清水部落内山林・原野所有の推移

階層(町)	年次	明治12年	明治20年
10以上		4人(22.8町) ¹⁾	4人(27.8町)
5～10		3	0
3～5		3	1
2～3		2	3
1～2		4 ²⁾	6
0～1		37 ³⁾	28 ⁴⁾
0		[33]	[49]

資料：明治12年については、部落『山林原野取調帳』、明治20年については、部落『土地所有者名寄帳』

注：1) ()内は、平均所有面積

2), 3), 4) この内、部落外所有者がそれぞれ1人、2人、2人。

ると、表12のようである。耕地地主と同一人である上層4人が、林地を集積していることがわかる。部落内林野440町から、300町の部落有林を除いた140町の私有林のうち、上位4人で110町80%を占めているのである。

明治20年以降の山口家所有山林面積の増減については、図4のようである。この図から、山口家所有山林は、明治25年の弟分家の際の減少を除けば、大正初期まで部落内外ともほぼ毎年増加していることがわかる。林野の売却も図5にみるようにしばしば行なわれており、大正初期までは、売買が盛んであったことがわかる。こうした土地売買は、困窮農民から高利貸活動等によって安く手に入れたものを、高く転売し、その差額をもうけるという、高利貸の商人資本的活動を行っていたことによるものであろう。

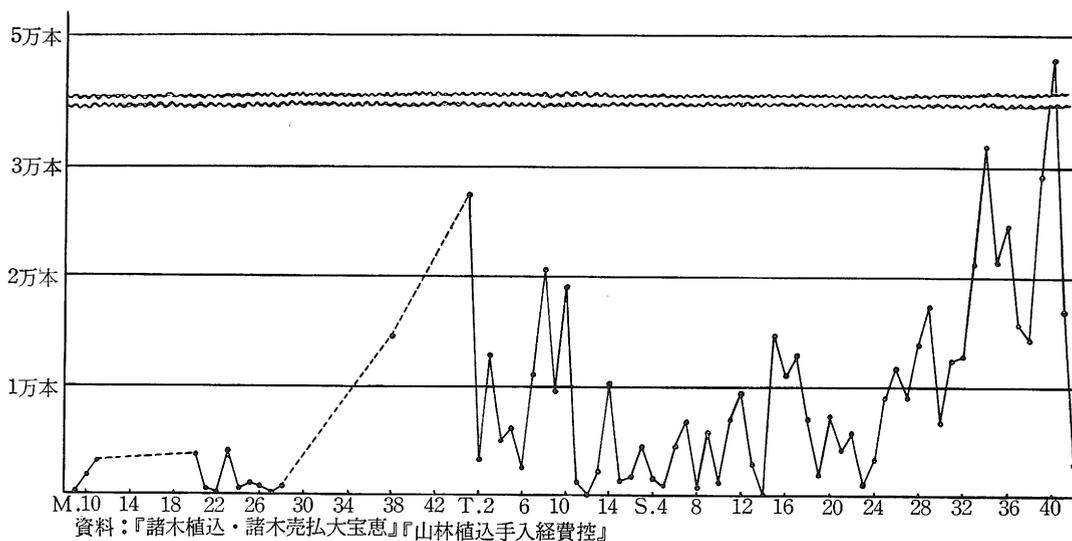


図6 山口家年次別造林本数の推移

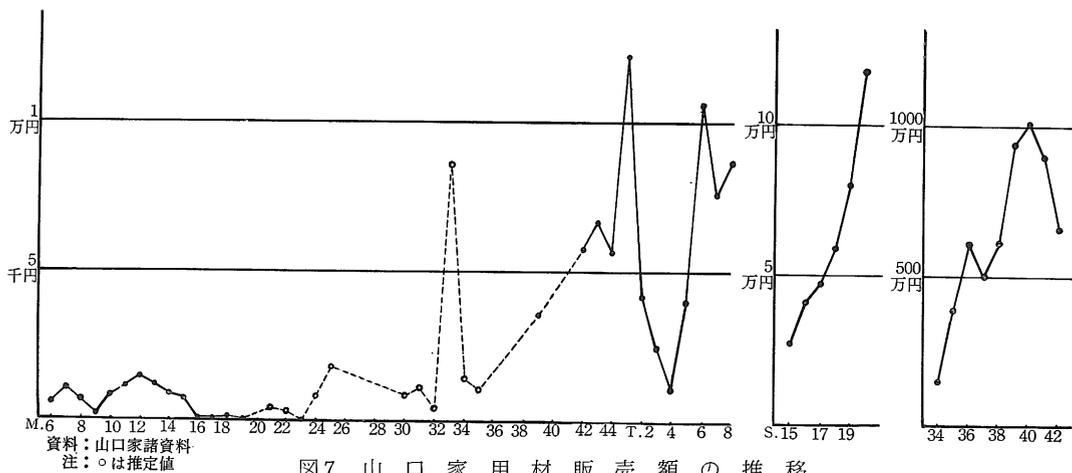


図7 山口家用材販売額の推移

以上のように、この時期は所有山林が急速に拡大していったのである。ところが一方、図6によって年々の植栽本数をみると、この時期は期末を除くと一般にそれほど多くない。これは、明治28年の『地所家督相統讓渡証』によると、所有山林の人工林率が100%に近いので、既購入地については植林されつくしており、伐採に応じて若干の再造林が行なわれたものと思われる。一方、新規の購入山林には、その買売証文に「毛上共」と書かれているものが多いが、明治末期に年々の購入面積に比して多すぎる造林を行ない、同時に雑木をかなり売っている。このことから推定して、新規購入山林の「毛上」は、雑木が主であり、この時期末までこれらの雑木山は、ほとんど造林されずに放置されていたと思われる。

年々の販売額は、図7にみるようになんかなり売られている年もあるが、一般に少ない。しかし、当時の清水部落内の米価に換算すれば、平均して100石程度にはなるのであり、次期に比して少ないとはいえ、明治以前よりは伐採がふえている。

このように明治末まで造林・伐採ともそれほど活発でなかったのは、道路等輸送事情が悪かったこと、木材需要がまだそれほど大きくなかったこと、また山口家の耕地経営が、手作地、貸付地とも安定していたことから、

それほど伐採する必要もなかったこと等が原因であると思われる。

この時期の伐採収入は、主に耕地、山林の購入にあてられていた。このことは、立木と耕地・山林が直接交換されている例がしばしばみられること等から推定できる。

この時期の販売相手業者についてみよう。表13は、明治14年前後の素材業者の所属部落と取引金額を示したものである。これによると、部落内の業者に売ることが多く、年間の取引額も部落内の業者の方が概して大きい。販売額はいずれも小口で、一度に大量に売るといことはほとんどない。17年以降もほぼ同じような状態である。

販売方法をみると、ほとんど立木相対売で、「買受人」（素材業者）との間に「世話人」が入り、双方立会のうえ売却木が調査され、取引さねていた。売却のうちには、間伐材がわずかにあり、これらは人を雇って伐出していた。しかし、その本数はわずかで、何年かに一度くらい出てくるだけである。このことは、この時期には、まだ間伐小径材が、一般に商品とはなりえなかったことを示すものであろう。

この時期の撫育の状況については明らかでないが、明治39年の山口家『金銭出入帳』により、撫育労働に関する現金支出を集計すると、下刈賃6円、枝打賃10円とな

表13 素材業者別用材販売金額

単位：円

業者	年次 所属部落	明治11年		明治12年		明治13年		明治14年		明治15年		明治16年		明治17年	
		1口平均	合計	1口平均	合計	1口平均	合計	1口平均	合計	1口平均	合計	1口平均	合計	1口平均	合計
A	清水	330.0	330.0	—	—	425.0	425.0	—	—	—	—	—	—	—	—
B	"	59.9	254.4	124.9	374.7	30.3	30.3	8.4	33.4	226.0	226.0	77.0	77.0	9.1	9.1
C	"	35.1	175.4	106.8	320.5	30.3	30.3	62.7	188.0	—	—	—	—	—	—
D	"	35.6	106.9	63.1	315.3	140.0	140.0	1.0	1.0	125.0	125.0	—	—	6.5	13.0
E	"	34.8	69.6	9.0	9.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
F	"	33.8	67.6	56.5	56.5	30.3	30.0	0.2	0.2	225.0	225.0	—	—	—	—
G	"	—	—	—	—	—	—	702.0	702.0	—	—	—	—	—	—
H	"	—	—	3.5	3.5	—	—	—	—	—	—	—	—	0.2	0.2
I	"	—	—	—	—	—	—	—	—	30.0	30.0	—	—	—	—
J	"	—	—	—	—	—	—	—	—	6.0	6.0	—	—	2.0	2.0
K	"	—	—	—	—	—	—	—	—	1.8	1.8	—	—	—	—
L	"	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.2	20.3
M	"	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6.2	12.3
N	"	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.3	4.3
O	"	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.0	4.0
P	"	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13.0	13.0
Q	鳥羽	26.0	26.0	8.7	17.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
R	"	10.0	10.0	33.6	67.2	200.0	200.0	—	—	—	—	3.0	3.0	13.0	13.0
S	"	—	—	66.7	66.7	87.5	175.0	—	—	—	—	—	—	—	—
T	山寄上	—	—	175.0	175.0	—	—	—	—	—	—	2.0	2.0	—	—
U	轟	8.3	16.5	49.7	99.3	15.0	15.0	—	—	135.0	135.0	—	—	—	—
V	?	—	—	—	—	200.0	200.0	—	—	—	—	—	—	—	—
W	?	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.6	3.6
X	(丹波)	—	—	—	—	—	—	3.3	6.5	5.0	5.0	—	—	—	—
合	計	—	1,056.4	—	1,505.0	—	1,245.9	—	931.1	—	753.8	—	92.0	—	103.8

資料：山口家『諸木植込、諸木売払・大宝恵』、『諸売木控帳』

る。この年の平均米価は、石約13円60銭であるから、両者合せて1石余であり非常にわずかな額である。もっともこの頃の賃金は貨幣ばかりでなく、米で支払われる場合があり、また小作料の未納分を山林労働で納めさせることもあったので、現実の撫育投下労働量がもっと多かったことも考えられる。

この時期の山口家の林業経営は、明治末期を除き、藩制期と本質的に変わっていないといえる。既述のように、耕地経営は順調であり、山林は小作料収益等を林木として蓄積しておき、土地購入の際に販売し、購入資金にあてていたのである。

ところが、以上のような山口家の林業経営は、明治末期に近づき、耕地における寄生地主化（手作地の縮小）が進展するにつれて徐々に変化し、地主的林業経営が形成されてゆくのである。この耕地での寄生地主化の最大の原因は、地主手作経営の基幹労働力である住込年雇労働の労賃が上昇し、寄生地主的耕地所有の方が有利となっていたことである。

地主的林業経営成立の契機となったのは、外部的には、日露戦争後の木材需要の増大、後述の道路、鉄道の開通による地域の輸送事情の好転、等による立木価格の上昇、内部的には、耕地において寄生地主化することによって、地主・小作関係を媒介とする有利な労働力調達機構と⁹⁾、その小作料を原資とする林業経営が可能となったこと等であると思われる。そして、小作農民の薪炭採草利用を排除しえたのは、豊富な部落有林が一方に存在していたからである。部落資料によると、薪炭材はすべて部落有林から、用材は個人有林から出ている。

以上のようにして形成された山口家の地主的林業経営は、寄生地主的林業経営とでも呼びうるような性格を持っていたのである。この点については、次節で論ずる。

- 1) 明治18年山口家家族+住込労働者13人（部落資料）。また、明治39年住込労働者男5、女3人（山口家『金銭出入帳』）。
- 2) 分家譲与土地面積は、田地部落内2町余、外5反余、畑地部落内3反余、林野部落外8町8反弱、外10町9反弱である。
- 3) 東畑精一・宇野弘藏編『日本資本主義と農業』p.214。
- 4) 明治2年74戸、17年87戸、27年91戸、37年102戸。
- 5) 田32町9反2セ、畑7町9反4セ18ブ、畑成7反3セ8ブ。
- 6) 手作地からの収穫は、米が明治26年38石、41年42.2石。
- 7) この時期を通じて、年々80～120石取得していた。
- 8) この時期の激しい米価の季節変動を利用した投機的利潤は、大きかったと思われる。
- 9) 清水部落内における山口家小作人数：明治20、30年29人、41年32人、大正6年53人、12年55人。

(3) 展開期（明治末期～昭和初期）

耕地における地主手作経営は、基本的には日本資本主義の発展に伴う鉱工業部門の労働力需要増大が、農村における一般的労賃上昇という結果を生み、手作経営の成立条件である低賃金労働力が得にくくなり、そのことによって経営が不利になっていった。それは、一般に山口

表14 まゆ生産の推移

区分 年次	清水部落内生産量	清水部落内生産額	杉原谷村内生産額
	石	円	円
明治15年	—	448	—
16年	—	231	—
21年	—	581	—
33年	42.0	1,540	—
35年	36.2	1,020	—
43年	—	—	17,540
44年	—	—	23,697
大正元年	—	—	29,270
2年	—	—	33,532
3年	—	—	37,195
4年	105.0	—	39,537
5年	158.0	—	56,288

資料：部落資料、『多可郡勢一覽』

和雄氏が次に述べているような状況だったのである。すなわち、「近代鉱工業の発達に伴い、明治25、6年から労働者数は急速に増大した。これらの労働者は大部分農村から出たものと思われるが、この間農家戸数は明治24年543万戸、大正2年にいたるも544万戸でほとんど減少しなかった。従って農村から出た労働者の大部分は婦女が次男、三男であったと考えられる。事実、当時の労働者の6割内外は婦人労働者であったし、男子労働者も青少年が多かった。つまり従来農作雇となったような階層の多くが工場労働者、鉱山労働者となった」のである。その結果「農作雇」は減少し、賃金も上昇したのである。このような全国的状況に加えて、清水部落ではさらに表14からわかるように、明治末期以降養蚕が盛んになり、下層農の労働力投下の対象が出てきたのである。この養蚕は、大正5年綾部に郡製糸の工場が設立されてからは、郡製糸の技術指導等によりマユの品質の統制、改良が進み、杉原谷村は全村の生産マユを同工場と

表15 農産物、労賃上昇率比較

年次 種類	明治25年		明治39年		大正4年	
	実数	指数	実数	指数	実数	指数
米 1石	7.35	100	13.50	184	18.55	252
大豆 1石	5.00	100			11.50	230
小豆 1石	7.50	100			13.00	173
年雇労賃男(上)	30.00	100	52.00	173	80.50	268
男(中)	18.00	100	32.00	178	60.00	333
男(下)	7.20	100			37.00	514
下男 (中)	24.00	100			60.00	288
下女 (中)	6.00	100			30.00	500

資料：明治25年については部落資料
明治39年については山口家『金銭出入帳』

特約した。こうして、養蚕が農家の大きな現金収入源となったのである。

今、農産物価格と労賃の上昇率を比較すると、表15のようである。明治25年、37年に比べ大正4年は、米価を中心とする農産物価格の上昇より、労賃の上昇の方が著しい。しかし、全般的な半農半労型労働力の激増それ自体、構造的にみれば低労賃を規定していたし、農家経済にとって耕作を放棄できなかつたので、小作地需要は大きかった。これらのことから、地主にとって、所有耕地を手作りするより貸付地とする方が、有利となつていったのである。

以上の他に手作地を減少させたものは、地租の上昇に比して米価の騰貴が大であり、定額米納小作料が地主取前を増加させていったことである。もっとも、この点については、手作地主であっても利益を受けたのであるが、ただ手作地主の場合、労賃の高騰、肥料代、農機具代等の上昇という不利益によって利益が減少したのである。

上述のような理由により、山口家は明治末～大正初期以降、耕地において寄生地主的性格を急速に強めていったのである。他の部落内手作地主も同様に、手作耕地を減少していつている。これらのことは、前掲表9および表16をみれば明らかである。

小作農民の側からみると、元々東西に山が迫っているため日照時間が短かく、農作物の反収が低い上に、6割に、ものぼる小作料²⁾を納めなければならないので、耕作面積が小さいせいもあって、他に労働の場と収入源を求めねばならなかつた。それが養蚕であり、山林労働であった。農家のほとんどが養蚕を行なっていたが、零細規模であり、更に他に収入源を求めねばならないものが多かつた。

清水部落においては、部落有林を除くと、山林の大部分を数人の地主が所有していた。彼らは耕地地主でもあり、この時期には寄生化していた。小作農民層は自分の賃金収入源を求めていたし、一方、寄生地主層は、耕地での手作りを止め、おりからの木材需要増大等による立木価上昇から、林業経営の有利性を認識してきていたであろう。それで、小作農民は、地主の山林経営に雇用される者が多かつたのであるが、こうした雇用・被雇用関係は、小作人の耕作権が弱かつたり、減償慣行のあつた頃においては、地主に有利であつた。そして当然、賃金は経済外的にも低められざるをえなかつたのである。また、たとえすべて自己の小作農を雇用しなくても、その林業労賃は、地主・小作を媒介とする小作農充用労賃水準で規定されていたと考えられよう。このように、高率小作料によって賃労働を余儀なくされた小作農民は、更

表16 部落内耕作規模別戸数

耕作規模 (反)	年次	明治 4 1 年	大 正 5 年
1 0 以上		5戸(236セ)	5戸(141セ)
9 ~ 10		3	0
8 ~ 9		1	1
7 ~ 8		0	3
6 ~ 7		2	4
5 ~ 6		4	5
4 ~ 5		7	14
3 ~ 4		9	10
2 ~ 3		16	14
1 ~ 2		18	11
0 ~ 1		12	5
合 計		77	72

資料：部落資料

注：1) ()内は1戸平均耕作面積

2) 部落全戸数明治40年106戸、大正4年114戸

に地主の山林で経済外的な低賃金であっても働かざるをえなかつたのである。

この時期の山口家の林業経営をみてみよう。

所有山林面積の推移を前掲図4によってみると、大正2、3年までは前期から引き続き増加しているが、以後ほとんど増減がない。この原因は明らかでないが、清水部落内のみについてみると、私有林が全部合せても台帳面積で150町しかなく、しかもその内山口家が約60町40%を占め、残りの大部分を数人の所有者が持っていた。彼らの多くは寄生地主であり、生活が安定していた。したがって、よほどのことがない限り、山林を手離さなかつたので、買おうとしても買えなかつたし、たとえ買えたとしても、地価が高く採算が合わなかつたのであろう。こうして、所有山林面積をふやすより、林種転換を行ない、内容を充実させる方向に向つている。

伐採は、前掲図7にみるように、この時期になって非常に増加している。材価の上昇を考慮に入れても前期より伐採が盛んになっているといえる。前期と同じく、主伐材は立木売りであるが、間伐材は伐採・搬出も行なっていた。それは、明治42年の山口家『山林立木売約簿』に「高山持山林之口迄当方ヨリ伐出ス」等の書込みがあることや、大正3年、12年の現金出納帳に間伐賃という項目が出てくること等からわかる。前期に比してこの時期には、間伐材を盛んに売却している。これは、間伐材が売れるようになったことと共に、主伐木の品質を高めようとする努力の表われであるとも考えられる。

上記のように伐採が盛んになってきたのは、実際費、家格維持費等の増加によって、山口家の家計費が増大し

表17 素材業者別用材販売金額

単位：円

業者	所属部落	年次		明治43年		明治44年		大正元年		大正2年		大正3年		大正4年		大正5年		大正6年			
		1口平均		合計		1口平均		合計		1口平均		合計		1口平均		合計		1口平均		合計	
		1口平均	合計	1口平均	合計	1口平均	合計	1口平均	合計	1口平均	合計	1口平均	合計	1口平均	合計	1口平均	合計	1口平均	合計		
A	部落内	359	3,231	741	2,222	674	4,046	3,720	3,720	421	421	—	—	1,350	1,350	603	3,015				
B	"	204	2,447	605	3,025	448	3,138	233	465	—	—	543	543	—	—	—	—				
C	"	327	982	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
D	"	—	—	93	186	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
E	"	—	—	43	130	2,450	4,900	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
F	"	—	—	—	—	141	141	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
G	"	—	—	—	—	—	—	—	—	696	2,088	543	543	1,473	2,945	1,950	1,950				
H	部落外	12	47	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
I	"	7	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
J	"	—	—	146	146	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
K	"	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	345	345	—	—		
L	"	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,789	5,577		
M	"	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	40	40		
合計			6,715		5,710		12,225		4,185		2,509		1,087		4,640		10,582				

資料：山口家『山林立木売約簿』

ていたというような個人的理由もあるが、より基本的には、前述のように木材需要の増大、明治32年の県道の開通、大正2年の播州鉄道西脇までの開通、更に大正12年の鍛冶屋線竣工等、輸送事情が良くなっていったこと、またそのために立木価格が上昇したこと等が原因であると思われる。

一方、造林本数も前掲図6からわかるように、明治末期から急増している。大正元年に3万本以上植えているが、この時の『山林植込手入経費控』の書込みに「最後の大植」とあることから、明治末には年々数万本造林されていたものと思われる。このように造林本数が増加したのは、立木伐採量の増加に対応するものでもあるが、もっと大きな原因は、前期から大正2、3年にかけて購入した山林のうち、人工造林地でないものを林種転換したからであると思われる。また、林種転換が盛んに行なわれた理由としては、耕地において寄生地主化し、小作農民から吸い上げた小作料収益の投資対象を山林に求めたことや、木材需要の増大等に伴う一般的な立木価格の上昇から、林業の有利性が認識されたためであろう。

表17によってこの時期の販売先をみると、やはり部落内の業者が多い。特に取引額の大きいものは、大正6年の1例を除くとすべて部落内の業者である。販売方法は、入札売が支配的となっていった。この入札は、小規模素材業者相手³⁾の小口入札であり、当然価格が高くなった。これは、最大限地代を追求する地主経営の、販売面での対応形態とみることができよう。

以上のように、この時期の山口家は、耕地において寄生地主化していき、林業経営は既述のように有利な条件の下に発展していったのである。すなわち、前期に形成された寄生地主的林業経営は、輸送手段の一層の発達、

林産物市場の拡大、耕地における寄生地主的土地所有の確立によって展開していったのである。

さてここで、山口家の地主的林業経営を、特に寄生地主的林業経営と呼ぶ理由を述べておこう。

この林業経営は、寄生地主的耕地所有と密接不可分であり、一方が成立しえなくなれば他方も成立しがたい、という関係にある。したがって、ただ単に林業経営を切り離しても耕地地主として生きているというような、すなわち、耕地のみで成立可能な寄生地主が、山林地主も兼ねており、その所有する山林で行なう地主経営を指すのではない。それはまさに成立過程からして耕地における寄生地主化と一体となって、山林において寄生地主的林業経営が成立してくるのであり、林業経営を切れば、寄生地主的耕地所有の成立も危うくなるといった性格のものなのである。既述のように、清水部落における小作地の需給は、需要の方が圧倒的に大きく、小作料が高かった。しかも1戸当り耕作面積は小さく、小作農民は、耕地経営だけでは生計が維持できなかった。こうした小作農民の賃労働の口は、寄生地主の林業経営以外にはほとんどなく、小作農民は、彼の地主の山林労働者にならざるをえないような構造になっていた。

このように、一方では小作農民から高率小作料を収奪し、その結果、賃労働に出ざるをえなくなった小作農民を自らの林業経営に雇用するのである。この場合、林業における労賃は、労働力の需給関係からいって当然低いのであるが、さらに既述のように小作農と地主という雇用被雇用関係によって経済外的にも低められた。小作農民は、小作地経営からは、小作料として経営者利潤は勿論、労賃の一部をも地主に収奪され、その自らが生み出し、地主に提供した小作料を、育林投資の原資とする林

業経営において、再び経済外的低賃金労働という形で収奪される。すなわち、二重の収奪であり、自らの生み出したものによって、更にもう一度収奪されるという構造なのである。このような状態にある林業経営を、寄生地主的林業経営と呼んだのである。

この時期には、労働力の面だけでなく、販売面においても、既述のような有利な販売方法（小口入札売り）が確立した。ここにおいて、山口家の寄生地主的林業経営は、投入産出両面において、最大限地代追求に理想的な状態となったのである。

1) 山口和雄『明治前期経済の分析〔増補版〕』p.92~93.

2) 数人からの聴取による。約6割であったという点で一致する。

3) 大正8年の例でみると、近隣の業者12人が参加している。

(4) 解体期（昭和初期～農地改革）

上述してきたような寄生地主的耕地所有も、大正中期以降徐々に変化する。それは、日本資本主義の発展に伴って寄生地主の存在が、資本の利潤追求を阻害するものとなってきたからである。「明治政権の強力な産業育成政策の財政的根拠としての金納地租確保のための土地所有形態としての、またその高率現物小作料収取によって、日本資本主義の急速な展開をおしすすめる主要な蓄積源としての意味を持った寄生地主的土地所有も、資本制生産が確立し、自己の作出した剰余価値のうちにその蓄積基盤が移行して行くと、労働力の再生産の一条件としての農産物を、高率現物小作料を通して高価ならしめるものとしてあらわれてくる。そして、資本制生産の要請する経済合理性は、外地農業を通して実現される低米価及び米穀流通過程への国家の干渉介入などの形で、寄生地主的土地所有の有利性を剝奪して行く」のである。こうして、耕地における寄生地主的土地所有は、一般に不利となっていったのである。

具体的には、大正8年の米騒動が、政府が政策的に決定的な第一歩をふみ出すためのきっかけを作ったのである。それ以前の時期でも民間投資の若干が、植民地の大河川下流に既に投じられてはいた。しかし、植民地への真に大規模な土地改良投資は、米騒動以後はじめて政府投資としてはじめられたのである。その結果、大正9年以後米麦の価格は一般物価よりも、またその他の農産物価格よりも、急速にかつ鋭く下落したのである。そして、このような低米価政策開始を契機として、小作農民の地主に対する斗争は、激発されたのである。

清水部落では、小作争議は起らなかったが、大正8年には小作組合が作られている。小作料は、名目的には高い水準に一定して低下しなかったが、米価水準の引き下げや小作奨励金等によって実質小作料は低められた。

こうして、山口家の寄生地主的耕地所有は不利になっ

ていった。このため、大正末期から耕地を盛んに売却している。杉原谷村には、国の自作農創設資金は全く入ってこなかったが、その代りに部落毎に設けられた信用組合が、小口の預金を集め、その金を小作農の土地購入に貸出した。この場合、耕地価格が非常に高かった²⁾ので、地主にとっても手離しやすかったと思われる。

山口家の場合、この時期は寄生地主的耕地所有が不利になっていったこと他に、娘が多くその結婚費用がかさんだこともあって、耕地売却は促進された。そして、昭和初期になると、このような耕地売却のみにとどまらなかった。大正末から外材輸入の影響によって下落していた木材価格は、昭和恐慌によって一層低落したので林業経営も又不振となった。そして、伐採は増加し、さらに耕地よりも少し遅れるのであるが、昭和7年以降山林売却も進行するのである。しかし、売却山林はすべて部落外であり、部落内はわずかではあるがむしろふえている。これは、人工造林に適さなかったり、管理が行き届かず不便な「悪い山」をまず売り、近くの「良い山」は残そうとしたためであろう。このように、寄生地主的耕地所有が、不安定・不利となってゆくにつれて、それと一体である林業経営もまた、困難となっていったのである。

造林本数は、前掲図6にみるように、前期に比べ急減しており、最初は、年間2,000本に達しない。しかし、年々の変動はあっても少しずつふえていっている。そして、15年前後には1万本以上になるのであるが、戦争の激化に伴って18年以降再び減少している。

この時期の初期の伐採量はわからないが、昭和7年には、2,300石余伐った記録がある。昭和8年以降は、それまでほとんど行っていなかった。1カ所で1町以上の大面積皆伐を行なうようになっていったので、既述の昭和初期の山口家の状況等も考慮すると、おそらくこの頃以後は、立木販売額もふえていったであろう。そして、昭和14年以降の移輸入材の減少と、軍需用材需要の増大による、国内木材需要の急激な膨張に伴い、前掲図7にみるように、昭和20年にかけて販売量が急増してゆくのである。また立木販売先も、昭和8年までは前期に引き続き小口売りで、地元の素材業者に売っていたが、8年以降18年までは、中町と松井庄の業者の2人にしか売っていない。これは、一度に数万円という大口売りになったため、資本に乏しい地元の零細業者では買えなかったためであると思われる。このため、販売方法は、小口入札売りが不可能となり、その点でも不利であった。昭和18年以降は強制伐採であり、すべての立木を森林組合の手をへて、地木社鍛冶屋出張所に売っている。

山口家は、耕地を手離していったとはいえ、この

表18 山口家所有山林構成表

単位：町

令級		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII~	合計
用材	面積	8.5	17.0	0.8	12.7	15.0	10.7	5.1	21.2	4.2	3.2	2.5	0.3	4.7	105.9
	比率	8.1	16.0	0.8	12.0	14.1	10.1	4.8	20.0	3.9	3.0	2.4	0.3	4.5	100.0
炭材	面積					3.6	0.4								4.0

資料：山口家『森林現況申告書』（昭和16年10月）

注：1）伐採跡地2.3町，他に竹林0.3町，採草地0.05町

2）反以下は4捨5入

②

単位：町

令級		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII~	合計
用材	面積	10.1	10.1	0.4	7.4	12.8	9.9	6.1	15.8	1.2	3.3	0.9	0	0.1	78.1
	比率	12.9	12.9	0.5	9.5	16.4	12.7	7.8	20.3	1.5	4.2	1.2	0	0.1	100.0
マツ	面積					2.8	0.4								3.2

資料：山口家『山林現況調査書』（昭和20年3月）

注：1）伐採跡地6.65町，地に竹林0.22町，採草地0.04町

2）用材とはスギとヒノキのこと。混交林があり分け難いので合せて用材とした。

3）反以下は4捨5入

表19 山口家財産総括表

種	類	面積及び金額
田	地	7町6反5セ13ブ
畑	地	7反7セ7ブ
宅	地	2,232.91坪
山	林	92町8反9セ20ブ
家	屋	386.75坪
銀行	預金	66,121.0円
信託	預金	10,000.0円
国	債券	12,650.0円
株	券	111,740.0円
社	債	55,000.0円
家財道具一式		46,450.0円

資料：山口家『相続申告書』（昭和22年9月17日）

時期もいぜんとして貸付地を多量に持っていた。しかし、寄生地主的耕地所有の不安定化，国家が戦争遂行のため，生産農民保護に力を入れた事，等によって，地主の立場が弱まっていった。そして，それは同時に，前期で述べたような寄生地主的林業経営の土台を揺り動かす結果ともなったのである。それに加えて，満洲事変，日華事変，第2次世界大戦と戦争が続き，兵士として，また，徴用工等として部落から青壮年労働力が出ていったので，労働力が一般に得にくくなっていったし，また労賃も上昇したのである。もっとも50代以上の労働力は残っており，戦争末期には植伐組合も作られたのであるが，少なくとも造林という点でみれば，必要労働力が確保できなかったと思われる。なぜなら，昭和20年の山-

口家『山林現況調査書』をみると，伐採跡地が台帳面積で6町6反余となっている。これは，表18の昭和16年と比べても，また約80町という『調査書』の山林合計面積に比しても大きすぎる。このことから，恐らく，戦時中，再造林が十分に行なわれなかったであろうことが推定される。

この時期の林業経営は，伐採量が多かったが，それまでの蓄積を食いつぶし，それで足りない場合には，林地まで売却していったのである。昭和16年以降は，林地売却がなくなったのであるが，その代りに，立木売却が急速にふえていった。特に昭和18年以降は，強制的に伐採されたものであり，労働力が得にくかったこともあって，多額の伐採収入が，林業経営に還元されることなく，預金，債券，株券の形で蓄積された。こうして敗戦時には，表19のような資産になっていた。表18によって昭和16年と20年の山口家所有山林の状況をみると，伐採跡地が非常に増加しているし，X令級以上の林分が急減している。これは，前述の強制伐採の影響である。

続く，敗戦時から農地改革がほぼ終了する昭和24年頃にかけて，山口家の林業経営は，かつての地主・小作関係を媒介とする労働力調達メカニズムを喪失し，不安定な過渡的状況を呈してゆくのである。

山口家では，戦時中に先代が亡くなり，ちょうどこの時期に相続税がかかってきたし，財産税，富裕税等，多額の税金が相次いでかかってきた。相続税の支払いには，戦時中に蓄積された預金等をあてることで大きな影響はなかったが，財産税の支払いには，山林を売ってあ

てなければならなかった。すなわち、昭和23年に、60年生スギ・ヒノキ混交林4町6反を土地付きで売却している。24年までは造林本数も少ない。

以上のことから、この時期は耕地での地主・小作関係に基礎を置く、寄生地主的林業経営の解体期であるといえる。農地改革は、このような寄生地主的林業経営の基礎を完全に解体させるものとなった。

- 1) 東畑・宇野編前掲書p.328.
- 2) 聴取によると、昭和10年当時、水田1反1,000円くらいが普通であったという。これは、当時の全国平均値の約2倍である。

(5) 農地改革後の過程

農地改革の結果、山口家は、耕地をほとんど失った。このため、以前のような耕地における地主・小作関係をテコとした林業労働力調達機構は、完全に崩壊してしまっ。昭和初期からウエイトが減少しつつあったとはいえ、山口家の収入の基礎たる位置を占めていた小作料収入が全くなかったので、山口家の経済は、今までのように耕地と山林からの収益という2本の柱で立つことができなくなった。こうして、農地改革後、山口家の林業経営は、独立採算を要求されるようになったのである。

昭和25年以降は、日本資本主義が新たな発展軌道にのった時期であり、都市産業の発展による都市での労働力需要増大、それに伴う労賃の上昇等によって、農村での労働力事情も徐々に悪化していった。そしてやがて、林業経営も都市産業なみの賃金（あるいは、条件の悪さからそれ以上の賃金）を支払わなければ、労働力を得られない情勢になっていったのである。

地主経営が、このような賃金の上昇、労働力確保の困難性に対応するためには、次の2つの方向が考えられる。すなわち、その1つは、高賃金であっても労働力を雇用し、高い賃金にも耐えるように経営を合理化する（場合によっては、伐出過程も把握し、一貫生産により収益を追求する）という、積極的対応の方向であり、他は、労働力雇用を減らし、経営を縮小する（あるいは、分収造林として地代取得者化する）という消極的対応の方向である。前者は、企業的的林業経営への道であり、後者は、単なる土地所有への道である。

さて、以上のことを考慮に入れながら、山口家の農地改革後の林業経営の現実をみてみよう。

昭和25年以降、山口家の造林本数は急増している（前掲図6）。これは、山林解放という将来に対する不安が一応なくなったこと、朝鮮戦争を契機とする一般的な木材価格騰貴があり、その影響によって立木価格が急上昇していたことに刺激されたものであろう。しかし、34年までは、強制伐採後放置されていた山林に対する再造林が中心であった。伐採の方は、34年まで拡大造林をほと

表20 山口家拡大造林本数

区分	スギ	ヒノキ	その他	合計
年次	本	本	本	本
昭和34年	7,100			7,100
35年	9,000			9,000
36年	15,000	500	テラダ・マツ 3,000	18,500
37年	1,300			1,300
38年	8,250	1,500		9,750
39年	26,400	4,000		30,400
40年	1,900	16,600		18,450

資料：山口家帳簿及び聴取

んど行っていないこと、造林本数が1～2万本であり、ha当り造林本数が4,000～4,500本であることから、毎年3～4町程度の造林面積があったと考えられるので、強制伐採跡地造林を考慮に入れてもかなりあったと思われる。

昭和26年からは、山林を買い始め、経営規模を拡大しようとしている。これらのうちには、杉・檜の立木付の山もあったが、多くは伐採跡地、雑木山であった。34年までは、これらの新規購入山林に造林する余裕がまだなかったため、ほとんど拡大造林が行なわれず、ただ所有面積が増加しただけであった。

労務は、昭和30年まで「常雇」（「 」のゆえんは後述）が1人で年間250日程働いていた。「常雇」の作業は、下刈、枝打が主であった。「常雇」で不足する分は臨時雇を入れていた。30年には「常雇」が2人加わり、3人となった。この頃の年間雇用労働量は、延800日くらいでそれまでとほとんど変わらなかったため、「常雇」が加わった分だけ臨時雇が減った。そして、34年になると、新規購入山林への造林が始まった。このため、年間雇用労働量は、1,000日以上、多い年は1,800日近くにも上っている。「常雇」もこの間1人ふえ4人となった。また立木販売額も図7にみるように、34年以降40年まで急増している。このようにして拡大造林は、40年まで続くのである。この拡大造林により、造林本数は平均3万本を越えている。拡大造林の状況は表20のようである。

続く40年以後は、拡大造林が全く行なわれていない。年間雇用労働量は、41年以降1,000日程度になり、43年には約900日と減少する。常雇も3人に減少し、また雇用労働量だけでなく造林本数、立木販売額も、40年をピークに急下降しているのである。

以上のように、農地改革後の山口家の林業経営は（少なくとも30年までは）林地を購入し、拡大造林が行なわれ、伐採・再造林も盛んに行なわれている。その結果雇用労働量が増大し、常雇化が進んできている。

それでは、山口家林業経営の農地改革後の過程は、前述の2つの道のうち、前者（積極的経営）の対応してきたといえるであろうか。すなわち、寄生地主的林業経営から、企業的林業経営に転換しつつあるのであろうか、検討してみよう。

企業的経営の基本的条件として、次のような点があげられる。

- a) 生産物がすべて商品化される。
- b) 必要な労働力を賃労働に求める。
- c) 経営者は、継続的に資本を投下し、その資本により生産財を購入し、生産活動を行なう。生産活動の目的は利潤追求であり、利潤の一部は拡大再生産のために蓄積される。
- d) 利潤追求を自己目的化するために、経営は家計から分離している。

山口家の経営が、企業的林業経営に向いつつあるのなら、これらの基本的条件を満たしつつあるはずである。

まず、a) の生産物商品化と、d) の家計と経営の分離については問題がない。

ではb) についてはどうであろうか。農地改革後、山口家の林業労働は、すべて賃労働となっている。雇用関係も戦前のように地主・小作関係を利用しえないので条件を満たしているように思える。ところが、農地改革後の山口家林業労働の内実は、次のようなものだったのである。すなわち、清水部落では、昭和30年以降、若壮年労働力の流出が顕著になっていった。しかし、部落には、農地改革の結果、小土地所有がふえていた。そして、都市での就労の機会のない老令労働者が、それらの狭小な耕地を耕作しつつ林業労働者として働く者が多かった。彼らは、戦前から林業労働を続けてきており、経験豊富な労働者であるが、昔からの出入関係や老令のため他の労働機会が少ない、といったことのために山口家の山林労働者として働いている。彼らの中でも特に古くから山口家の山林労働者として働いてきた人には、老令となっても農閑期には何らかの形で山口家の山での労働機会が与えられることから、安い賃金でも働いている。このように慣習的に、山口家へ行けばいつでも山で働かせてもらえる労働者を「常雇」と呼んでいるのである。したがって、賃労働であるといっても、恩恵的であり、いぜん古い関係が部分的に残っており、また「常雇」化はイコール老令化ともいえるのである。労働力の性格は、戦前のような地主・小作関係を利用したものではない。しかし、古い関係がまつわりついた半農半労型労働力であり、老令のため他に労働機会が極めて少ないので、やはり安価であった。そして、この安さを基礎として「常雇」化が進んできたのである。「常雇」は安いうえに、

林業労働経験年数が長く仕事がいねいであり、また、安定労働力供給という点を考えれば、「常雇」をふやすことはかえって有利であったと考えられる。昭和39年についてみると、全雇用労働量は1,772日であるが、このうち拡大造林のため雇用した臨時雇を除くと、約1,000日となり、「常雇」の4人がそのうち約900日働いているのである。しかも、進んできているようにみえていた「」付の常雇化でさえも、拡大造林が終り、必要労働力量が減少した40年からは減らしているのである。

ところで、現在の「常雇」の年令から考えて、近い将来、いなくなることは確実であり、それを補充する見込みは全くない。したがって、近い将来、賃金の上昇、労働力確保の困難性に直面することは避けられず、経営者自身が言うように、伐期を上げ、伐採面積を減らしても一定の収入が上がるようにする、そうして労働力は、最低限必要なだけ臨時雇でまかなう、というようになる可能性が強い。

次にc) についてみると、前半については満足しているが、後半の「生産活動の目的」が利潤追求とはいえず、また利潤の一部が拡大再生産のために蓄積されてはいない。すなわち、経営者の言うように、生産活動の目的は一定の生計費獲得であり、利潤ではない。年々の投入と産出の差が、ちょうど生計費に見合っており、その結果林木蓄積の状態が悪化していなければそれでいいのである。農地改革後一時期、造林を盛んに行なったのは、ただ、毎年ほぼ同価値の収入を得る基礎となる所有山林が荒れていたからであり、また林地を購入したのは、戦前から農地改革時にかけて失った山林を回復し、より安定的に生計費を得ようと考えたためであろう。

以上、基本的な点だけを吟味したのであるが、これだけでも、山口家の林業経営が、企業的経営に向いつつあるとはとうていいえない状態なのである。林業のように生産期間が長い産業に対しては、軽々しく断定することはできないが、少なくとも、現在までの過程からは、山口家の林業経営は、企業的経営ではないし、企業的経営に向いつつあるともいえないのである。

主要参考文献

1. 阪本楠彦『日本農業の経済法則』東大出版会 1964
2. 古島敏雄編『日本地主制史研究』岩波書店 1968
3. 山口和雄『明治前期経済の分析〔増補版〕』東大出版会 1963
4. 東畑精一・宇野弘蔵編『日本資本主義と農業』岩波書店 1968
5. 赤井英夫『木材市場の展開過程』日本林業協会 1968
6. 藤賀与一『杉原谷村郷土誌』
7. 『多可郡誌』1923